

参考資料

平成31年 2月28日

平成31年第1回神奈川県議会定例会

文教常任委員会資料
(附属資料)

(平成31年 2月26日付託分)

教育委員会

目

次

ページ

I	神奈川県立のふれあいの村条例 新旧対照表	1
II	神奈川県職員定数条例 新旧対照表	2
III	市町村立学校職員定数条例 新旧対照表	3
IV	学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例 新旧対照表	4
V	神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例 新旧対照表	6

I 神奈川県立のふれあいの村条例（平成2年神奈川県条例第26号）新旧対照表

改正			現行		
別表（第11条関係）			別表（第11条関係）		
区分	利用料金の上 限額		区分	利用料金の上 限額	
宿泊を伴 う利用	小学生（義務教育学 校の前期課程に在学 する者を含む。以下 同じ。）及び中学生 （義務教育学校の後 期課程及び中等教育 学校の前期課程に在 学する者を含む。以 下同じ。）	1人1泊につ き 330円	宿泊を伴 う利用	小学生（義務教育学 校の前期課程に在学 する者を含む。以下 同じ。）及び中学生 （義務教育学校の後 期課程及び中等教育 学校の前期課程に在 学する者を含む。以 下同じ。）	1人1泊につ き 330円
	高校生（中等教育学 校の後期課程に在学 する者を含む。以下 同じ。）	同 660円		高校生（中等教育学 校の後期課程に在学 する者を含む。以下 同じ。）	同 650円
	その他の者（学齢に 達しない者及び65歳 以上の者を除く。以 下同じ。）	同 1,100円		その他の者（学齢に 達しない者及び65歳 以上の者を除く。以 下同じ。）	同 1,080円
宿泊を伴 わない利 用	小学生及び中学生	1人1回につ き 170円	宿泊を伴 わない利 用	小学生及び中学生	1人1回につ き 170円
	高校生	同 330円		高校生	同 330円
	その他の者	同 550円		その他の者	同 540円

II 神奈川県職員定数条例（昭和24年神奈川県条例第46号）新旧対照表

改 正		現 行			
(職員の定数)		(職員の定数)			
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。			
事務部局の区分	定数	事務部局の区分	定数		
知 事	(略)	知 事	(略)		
公 営 企 業 管 理 者					
議 会					
選 挙 管 理 委 員 会					
監 査 委 員					
人 事 委 員 会					
教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)	772 人	教 育 委 員 会 (学校以外の教育機関を含む。)	768 人		
教育委員会	校長及び教員	12,257 人	教育委員会	校長及び教員	12,320 人
の 所 管 に	その他の職員	1,113 人	の 所 管 に	その他の職員	1,111 人
属する学校	小 計	13,370 人	属する学校	小 計	13,431 人
労 働 委 員 会	(略)	労 働 委 員 会	(略)		
神奈川海区漁業調整委員会					
合 計		合 計			
2 (略)		2 (略)			
3 (略)		3 (略)			

Ⅲ 市町村立学校職員定数条例（昭和26年神奈川県条例第40号）新旧対照表

改 正		現 行	
(職員の定数)		(職員の定数)	
第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。		第2条 職員の定数は、次に掲げるとおりとする。	
学 校 の 種 別	定 数	学 校 の 種 別	定 数
小 学 校	<u>9,351</u> 人	小 学 校	<u>9,240</u> 人
中 学 校	<u>5,456</u> 人	中 学 校	<u>5,473</u> 人
特 別 支 援 学 校	<u>173</u> 人	特 別 支 援 学 校	<u>172</u> 人
高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人	高 等 学 校 (定時制の課程を置くもの)	19 人
合 計	<u>14,999</u> 人	合 計	<u>14,904</u> 人
2 (略)		2 (略)	
3 (略)		3 (略)	

IV 学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例（昭和32年神奈川県条例第57号）新旧対照表

改 正	現 行
<p>第1条～第13条の3 (略) (時間外勤務及び休日勤務)</p> <p>第14条 (略)</p> <p><u>2 前項、次条及び第14条の3に規定するものほか、同項に規定する正規の勤務時間を超える勤務又は週休日若しくは休日における勤務の上限その他これらの勤務に関し必要な事項は、人事委員会規則で定める。</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条第1項</u>に規定する正規の勤務時間を超える勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて<u>前条第1項</u>に規定する正規の勤務時間を超える勤務をさせてはならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第14条の3・第15条 (略) (読替規定)</p> <p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び同法第2条に規定する職員に対するこの条例の規定の適用については、<u>第2条第3項</u>中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあり、並びに同項ただし書<u>_____</u>、同条第5項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、<u>第13条の3第1項、第14条第1項、第14条の2第1項から第3項まで</u></p>	<p>第1条～第13条の3 (略) (時間外勤務及び休日勤務)</p> <p>第14条 (略) (新規)</p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第14条の2 (略)</p> <p>2 教育委員会は、3歳に満たない子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、<u>前条</u>に規定する正規の勤務時間を超える勤務（災害その他避けることのできない事由に基づく臨時の勤務を除く。次項において同じ。）をさせてはならない。</p> <p>3 教育委員会は、小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が当該子を養育するために請求した場合には、当該請求をした職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である場合を除き、1月について24時間、1年について150時間を超えて<u>前条</u>に規定する正規の勤務時間を超える勤務をさせてはならない。</p> <p>4 (略)</p> <p>第14条の3・第15条 (略) (読替規定)</p> <p>第16条 市町村立学校職員給与負担法第1条及び<u>_____</u>第2条に規定する職員<u>_____</u>については、<u>第2条第3項の規定中「神奈川県教育委員会（以下「教育委員会」という。）」とあるのは「市町村教育委員会」と、同項、同条第5項、第3条、第6条第4項及び第5項、第7条、第8条第1項、第9条第1項、第10条第1項、第11条、第12条、第12条の2第1項、第12条の3、第12条の4第1項及び第3項、第12条の5、第12条の6第1項及び第3項、第13条、第13条の2第1項、<u>第13条の3、第14条</u>_____、第14条の2第1項から第3項まで（同条</u></p>

改 正	現 行
<p>_____、第14条の3第1項並びに前条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と、第18条第2項中「教育委員会」とあるのは「神奈川県教育委員会」とする。</p> <p>第16条の2～第18条 (略)</p>	<p>第4項において準用する場合を含む。)」、第14条の3第1項並びに前条の規定中「教育委員会」とあるのは「市町村教育委員会」と読み替えるもの_____とする。</p> <p>第16条の2～第18条 (略)</p>

V 神奈川県立の高等学校等の設置に関する条例（昭和39年神奈川県条例第68号）新旧対照表

改 正		現 行	
神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。		神奈川県立の高等学校、中等教育学校及び特別支援学校の名称及び位置は、別表第1から別表第3までのとおりとする。	
別表第1 高等学校		別表第1 高等学校	
名 称	位 置	名 称	位 置
(略)	(略)	(略)	(略)
神奈川県立相原高等学校	相模原市緑区橋本台 四丁目2番1号	神奈川県立相原高等学校	相模原市緑区橋本2 丁目1番58号
(略)	(略)	(略)	(略)